



亘選管告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、令和5年7月29日から令和5年8月4日までの7日間、亘理町議会議員の定数を定める条例改正請求署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったため、有効署名の総数は次のとおりとなった。

令和5年8月5日

亘理町選挙管理委員会
委員長 菊地 正博



有効署名の総数 2,034 人